

小田原市自殺対策計画骨子(案)

平成30年8月 健康づくり課

目次(その1)

第1章 計画の策定にあたって

- 計画策定の趣旨
- 計画の位置づけ
- 計画の期間

第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

- 自殺に関連するデータ
- 生活保護・生活支援施策改善のための市民アンケート調査結果
- 広報委員を通じたアンケート調査結果
- 小田原市の自殺の特徴

目次(その2)

第3章 計画の基本方針

- 基本理念
- 基本認識
- 数値目標
- 施策の体系

第4章 実施計画

- 基本施策
- 重点施策
- 生きる支援に対する施策

目次(その3)

第5章 計画の推進

- 推進体制
- 進行管理

【参考資料】

- 小田原市自殺対策計画策定検討委員会規則・名簿
- 小田原市自殺対策計画策定までの経緯
- 小田原市自殺対策計画(素案)に対する市民意見の募集の結果
- 用語集 など

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

【計画策定の趣旨】

- ・平成18年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げて自殺対策に取り組んできた結果、わが国の自殺者数は平成23年以降減少傾向にあり、着実に成果を上げている。
- ・しかし、わが国の自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっており、非常事態は未だ続いている。
- ・そのような中、国では平成28年3月に自殺対策基本法の改正、平成29年7月に自殺総合対策大綱が閣議決定されるとともに、平成30年3月にかながわ自殺対策計画が策定された。
- ・平成28年の改正自殺対策基本法において、市町村自殺対策計画を策定することとされたことから、これまでの取組や本市の特徴を踏まえ、本市における自殺対策を総合的に推進していくため、本計画を策定する。

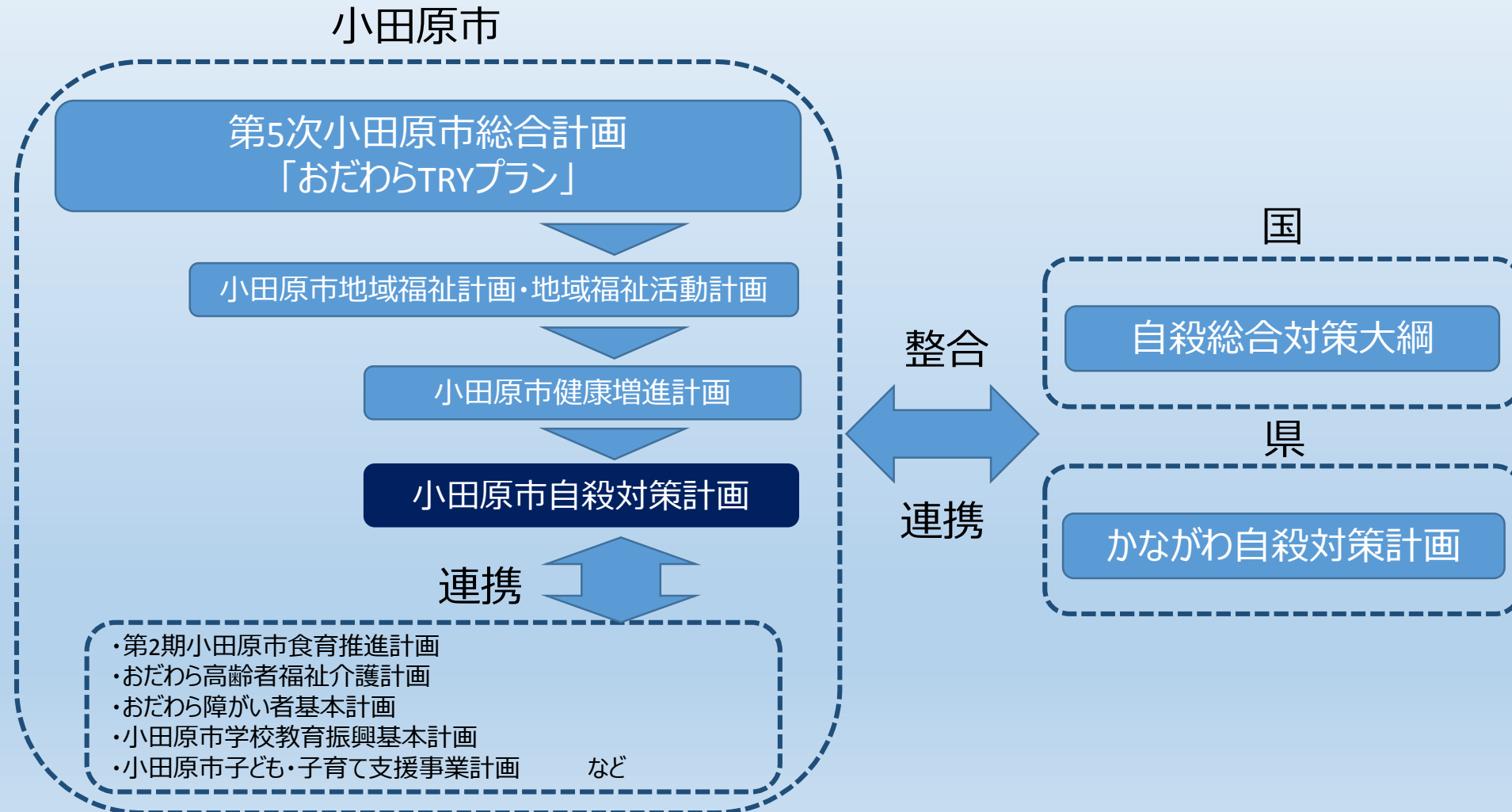
第1章 計画の策定にあたって

【計画の位置付け】

- ・本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画として位置付ける。
- ・実施にあたっては、本市の上位計画である第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」との整合性を図り、住民の健康の増進を推進するための「小田原市健康増進計画」の下位計画として位置付けるとともに、その他計画とも整合性を持たせることにより、関係する事業を協働し推進するものとする。
- ・また、国の「自殺総合対策大綱」や県の「かながわ自殺対策計画」とも整合・連携も図る。

第1章 計画の策定にあたって

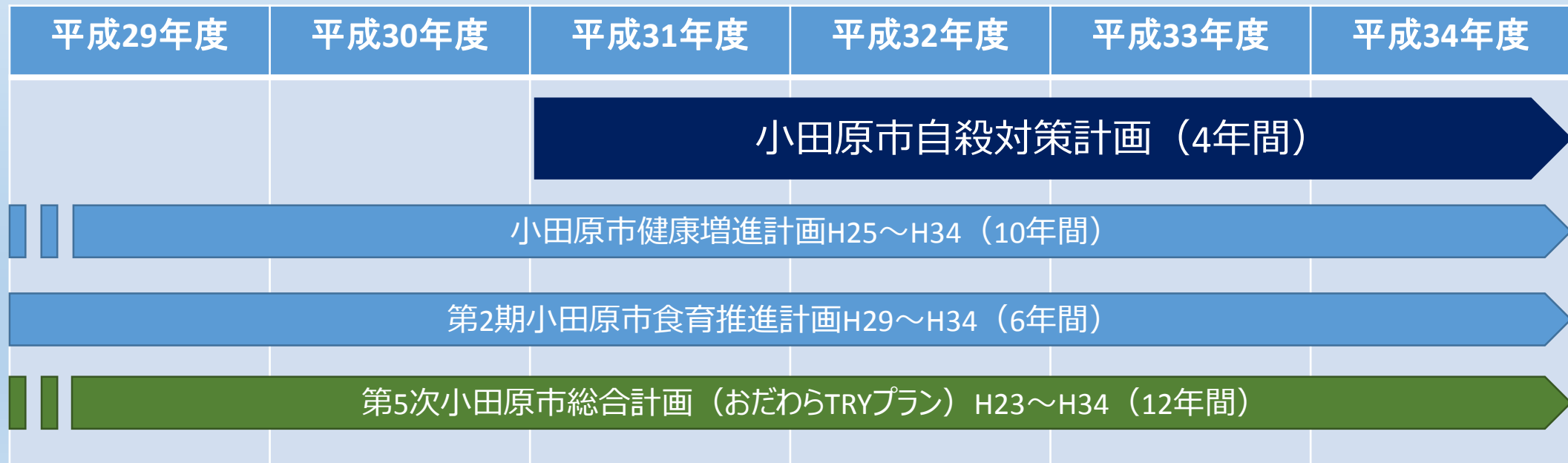
【計画の位置付け】(計画の概念図)



第1章 計画の策定にあたって

【計画の期間】

- ・本計画の期間は平成31年度から平成34年度までの4年間とする。
- ・情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとする。



第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

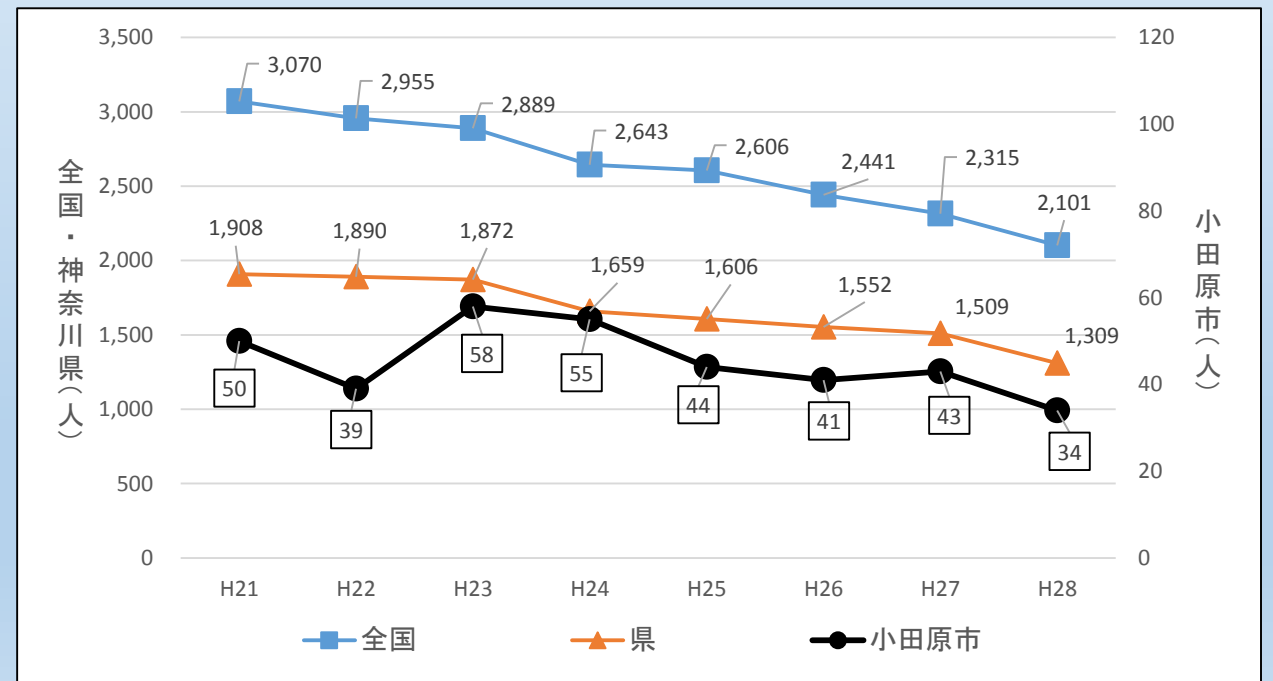
第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

【自殺に関連するデータ(自殺者数)】

- ・全国、県ともに自殺者数の年次推移は減少傾向にあり、国を挙げた自殺対策の成果が出ている。
- ・小田原市においても多少の増減はあるものの、概ね減少傾向にある。

図1 自殺者数の推移の比較
(平成21年－28年)(人口動態統計)

※全国値は1/10で表示



第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

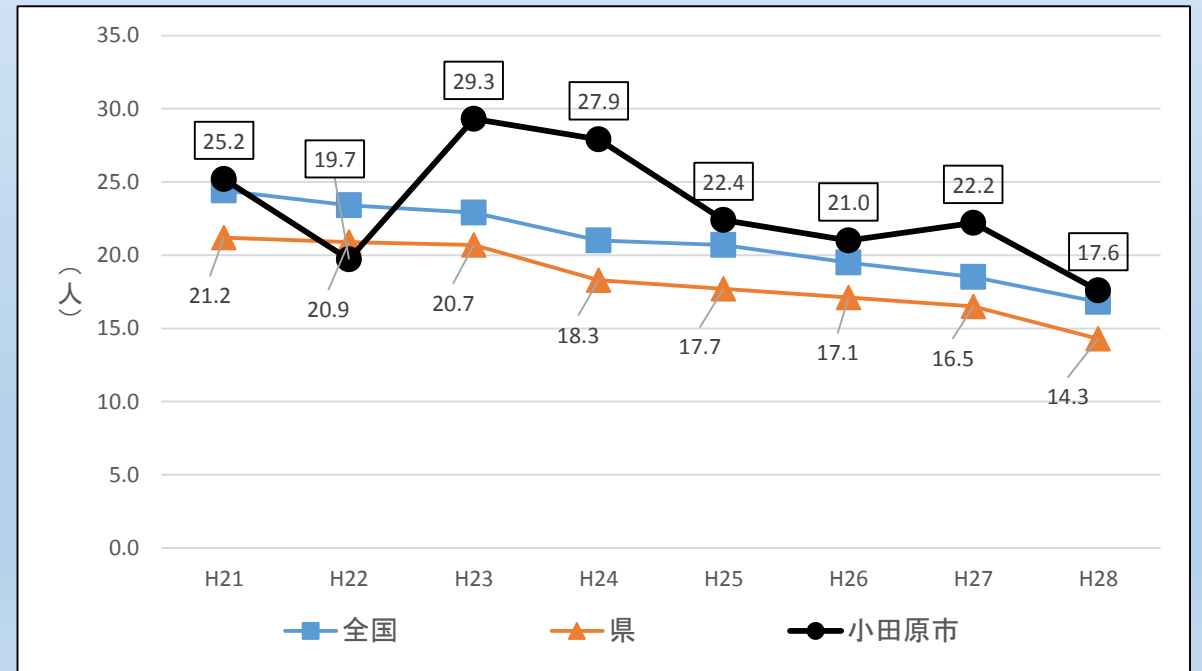
【自殺に関連するデータ(自殺死亡率)】

- ・全国、県ともに自殺者数と同様に減少傾向にある。
- ・小田原市においても多少の増減はあるものの、概ね減少傾向にあるが、全国、県の自殺死亡率を上回っている。

図2 自殺死亡率(人口10万対)の推移の比較
(平成21年－28年)(人口動態統計)

自殺死亡率 = 自殺者数 / 人口 × 10万人

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全国	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8
県	21.2	20.9	20.7	18.3	17.7	17.1	16.5	14.3
小田原市	25.2	19.7	29.3	27.9	22.4	21.0	22.2	17.6



第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

【自殺に関連するデータ(神奈川県の子年齢階級別死因)】

- ・15～34歳までの若年層における死因の第1位が自殺となっている。

図3 平成28年神奈川県子年齢階級別死因(神奈川県衛生統計年報)

年齢階級	第1位	第2位	第3位	第7位
全年齢階級	悪性新生物(がん)	心疾患	老衰	自殺
0-4歳	先天奇形、変形及び染色体異常	周産期に発生した病態	乳幼児突然死症候群	
5-9歳	不慮の事故	先天奇形、変形及び染色体異常/他殺		
10-14歳	悪性新生物	自殺/先天奇形、変形及び染色体異常		
15-19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	
20-24歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	
25-29歳	自殺	悪性新生物/不慮の事故		
30-34歳	自殺	悪性新生物	心疾患	
35-39歳	悪性新生物	自殺	心疾患	
40-44歳	悪性新生物	自殺	心疾患	

年齢階級	第1位	第2位	第3位	第7位
45-49歳	悪性新生物	心疾患	自殺	
50-54歳	悪性新生物	心疾患	自殺	
55-59歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	
60-64歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	
65-69歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	
70-74歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	
75-79歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	
80-84歳	悪性新生物	心疾患	肺炎	
85歳以上	老衰	悪性新生物	心疾患	

第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

【自殺に関連するデータ(県内19市自殺死亡率の比較)】

- ・小田原市の自殺死亡率は、県内19市中5番目に高い(33市町村中10番目)。

図4 県内19市自殺死亡率(人口10万対)の比較(平成28年)(人口動態統計)

順位	自治体	自殺死亡率	順位	自治体	自殺死亡率
1	座間市	23.3	11	逗子市	13.9
2	三浦市	22.4	12	相模原市	13.6
3	厚木市	20.4	13	藤沢市	12.9
4	大和市	18.0	14	海老名市	12.3
5	小田原市	17.6	15	川崎市	12.0
6	横須賀市	16.8	16	綾瀬市	11.8
7	秦野市	16.8	17	鎌倉市	10.4
8	南足柄市	16.3	18	茅ヶ崎市	10.0
9	平塚市	15.1	19	伊勢原市	9.8
10	横浜市	14.7			

第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

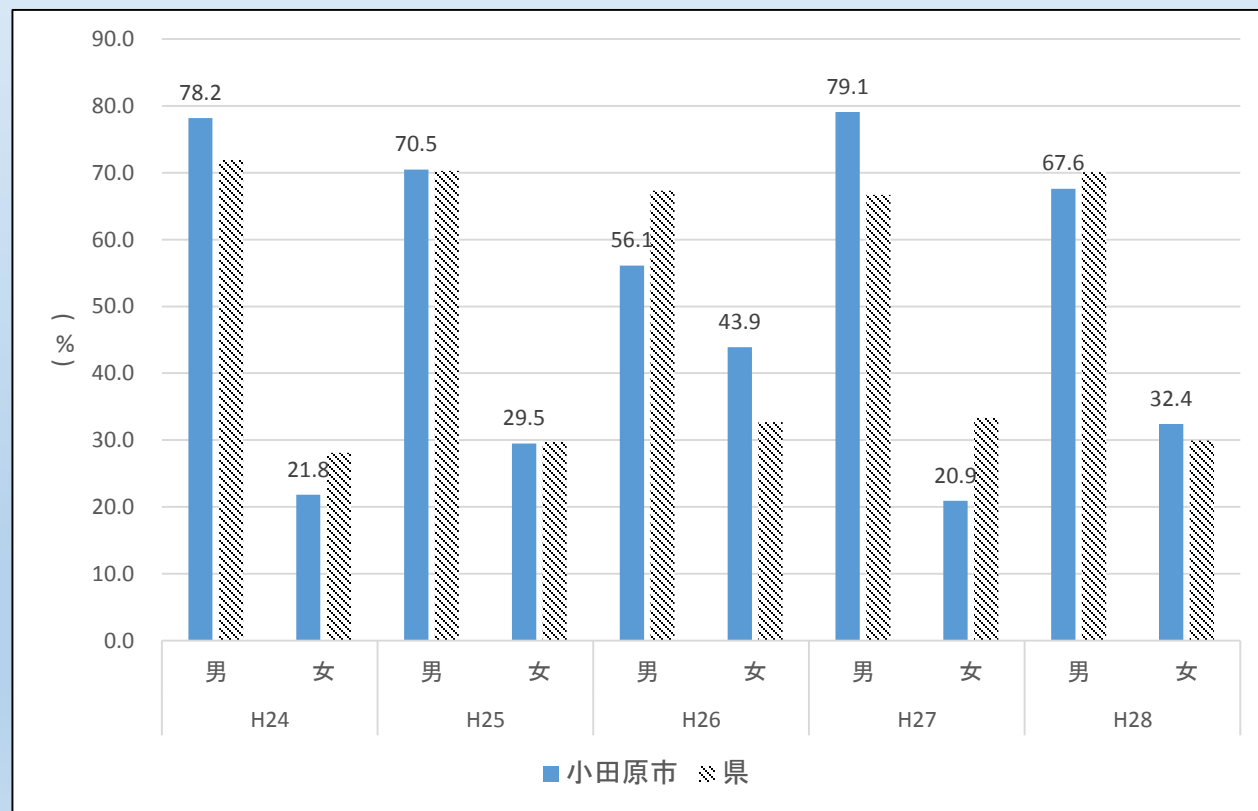
【自殺に関連するデータ(性別自殺死亡者数構成比)】

・性別における5か年自殺死亡者数の構成比を見ると、年によって多少の増減はあるものの、県と大きな差異は見られない（男女比は約7：3）。

図5 性別自殺死亡者数構成比
(平成24年－28年)(人口動態統計)

性別自殺死亡者数

	H24		H25		H26		H27		H28	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小田原市	43	12	31	13	23	18	34	9	23	11
県	1,193	466	1,129	477	1,044	508	1,007	502	917	392



第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

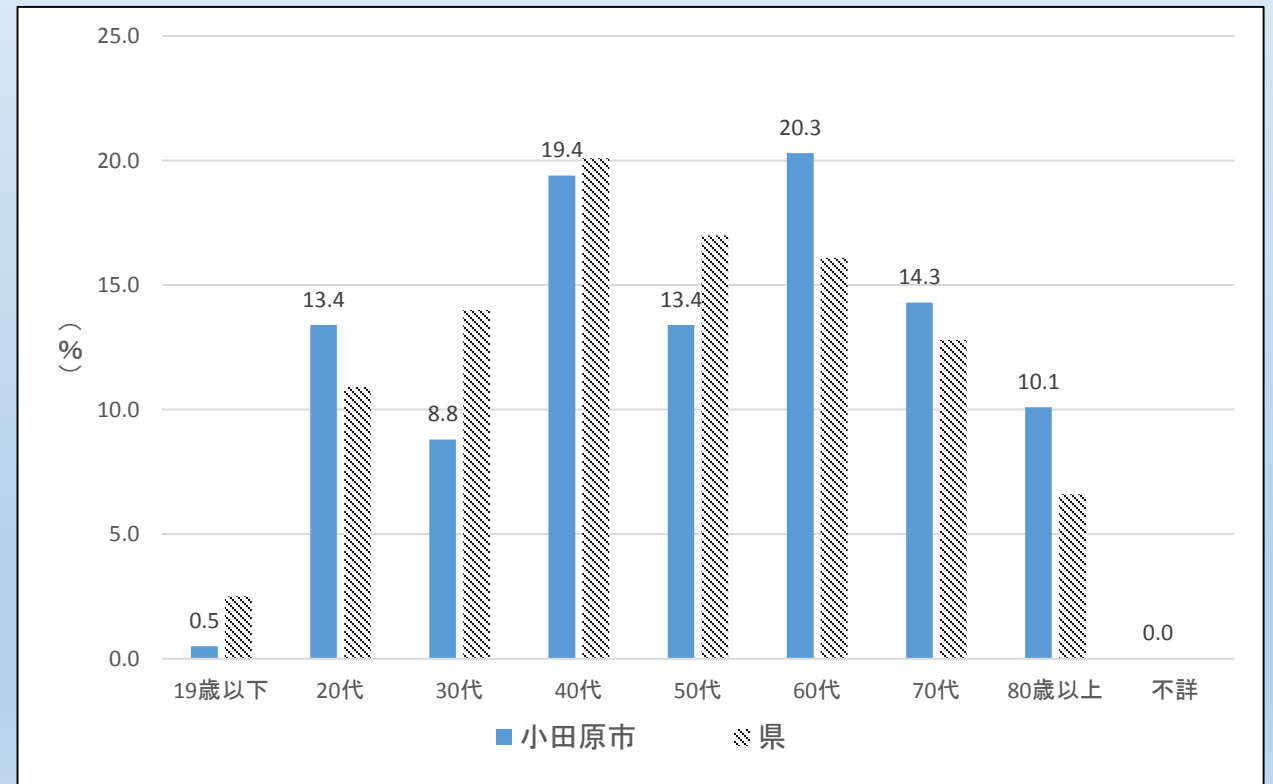
【自殺に関するデータ(年齢別5か年自殺死亡者数構成比)】

・年齢別における5か年自殺死亡者数の構成比を見ると、小田原市は県より20代の若年者層、60代、70代、80歳以上の高齢者層の割合が高い。

図6 年齢別5か年自殺死亡者数構成比
(平成24年－28年)(人口動態統計)

年齢別5か年自殺死亡者数

	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不詳
小田原市	1	29	19	42	29	44	31	22	0
県	192	833	1,067	1,535	1,297	1,231	978	501	1

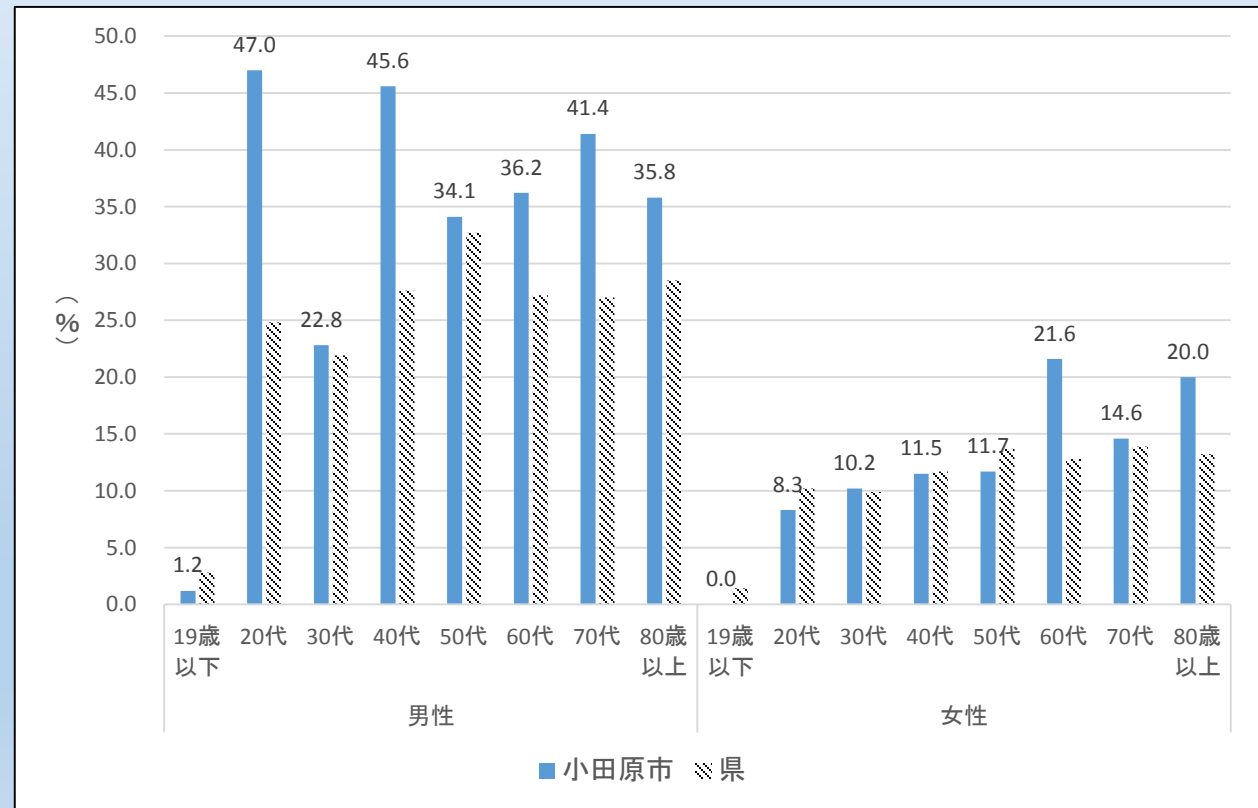


第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

【自殺に関連するデータ(性別・年代別自殺死亡率)】

・性別・年代別自殺死亡率を見ると、総じて県より高い傾向であるが、男性は20代、40代、60代～80歳以上、女性は60代、80歳以上が突出して高い。

図7 性別・年代別自殺死亡率(人口10万対)
(平成24年－28年)(自殺統計)



第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

【自殺に関連するデータ(地域自殺実態プロフィール)】

・国から性別、年代、職業、同居人の有無から、自殺者数が多い5つの区分が、「地域の自殺の特徴」として示された。

図8 地域の主な自殺の特徴
(平成24年－28年)(特別集計
(自殺日・住居地))

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	30	14.4%	39.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
2位:男性40～59歳有職同居	29	13.9%	27.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性60歳以上無職同居	21	10.1%	17.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳無職同居	15	7.2%	92.9	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の 不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職失 敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:男性20～39歳有職同居	13	6.3%	19.6	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企 業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

【生活保護・生活支援施策改善のための市民アンケート調査結果】

- ・平成29年2月に設置した「生活保護行政のあり方検討会」からの改善策の提案を踏まえ、「生活保護・生活支援施策改善のための市民アンケート調査」を平成30年3月に実施した。
- ・当該アンケート調査において、本市の現状を知るための参考となる結果を記載していく（調査結果のとりまとめは9月以降）。
- ・対象者は、平成30年2月1日時点で小田原市に住民登録がある20歳以上の方のうち、無作為抽出した10,000人の方。

第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

【生活保護・生活支援施策改善のための市民アンケート調査結果】

質問項目（例）

質問項目	回答（選択肢）
現在の生活の中で悩みや不安を感じていますか。	そう思う、どちらかといえばそう思う、どちらかといえばそう思わない、そう思わない、わからない
悩みや不安を感じているのはどのようなことについてですか。	自分・家族の健康について、自分・家族の生活（進学、就職、結婚など）上の問題について、現在・今後の収入や資産について、老後の生活設計について、家族・親族間の人間関係について、近隣・地域との関係について、勤務先での仕事や人間関係について、事業や家業の経営上の問題について、上記のどれにもあてはまらない悩みや不安、わからない
生活上の悩みや不安について、これまで誰かに相談したことがありましたか。	家族、親戚、友人、職場の同僚・上司、近所・近隣の方、医師・弁護士など、介護職・ヘルパー、ソーシャルワーカー、ボランティア・NPO、行政職員、民生委員、宗教者、その他、相談しない
以下に掲げる相談相手は、あなたが生活上の悩みや不安を乗り越えてゆく上で支えになると思いますか。	家族、親戚、友人、職場の同僚・上司、近所・近隣の方、医師・弁護士など、介護職・ヘルパー、ソーシャルワーカー、ボランティア・NPO、行政職員、民生委員、宗教者、その他、相談しない
過去30日の間にどれくらいの頻度で次のことがありましたか。	神経過敏に感じましたか、そわそわ落ち着かなく感じましたか、気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか、何をするのも骨折りだと感じましたか、自分は価値のない人間だと感じましたか
最近1年以内に、死んでしまいたいと本気で思ったことはありますか。	はい、いいえ

第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

【広報委員を通じたアンケート調査結果】

- ・広聴事業の一環として地域住民の声を聴き、所管課の業務に活かすことを目的として実施する広報委員を通じたアンケート調査において、本市の自殺対策の実態を把握するとともに、自殺対策計画における今後の方針の参考とする。
- ・対象者は、市内251地区自治会から5名ずつ依頼する1,255名。
- ・実施時期は、平成30年8月の1か月間（結果のとりまとめは9月以降）。

第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

【広報委員を通じたアンケート調査結果】

・質問項目（案）

質問項目	回答(選択肢)
回答者の属性	性別、年齢、職業、家族構成
今年度、自殺対策計画を策定することを知っていましたか。	はい、いいえ
自殺対策に関する用語を知っていますか。	自殺対策基本法、自殺予防週間／自殺対策強化月間、ゲートキーパー(こころサポーター)、こころの電話相談／いのちの電話／こころの耳、小田原市自殺対策計画策定検討委員会
自殺対策の啓発物で、見たこと(聞いたこと)があるものはありますか。	ポスター、テレビ・ラジオ・新聞・タウン紙・雑誌、市や県の広報紙、ホームページ、キャンペーングッズ・パンフレット、のぼり・パネル・横断幕・ステッカー、見たことはない、その他
自殺対策の啓発物を見た(聞いた)場所はどこですか。	市や県の公共施設、駅／電車・バス等の交通機関、職場・学校、店舗等の民間商業施設、自宅(インターネット、テレビ等)、その他
今後、どういった方に対して自殺対策を進めていくべきだと思いますか。	子ども・若者、働き世代の方、生活困窮者(健康問題や経済的な問題等を抱える方)、無職者・失業者、高齢者、自殺未遂者、自死遺族の方、その他
今後、本市でどういった自殺対策に取り組むべきだと思いますか。	自殺に対する理解を深めるための講演会やキャンペーン等の普及啓発、相談窓口の充実、早期発見の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)の育成、若者(子どもを含む)への自殺予防に資する施策の実施、働き盛り世代への自殺予防に資する施策の実施、高齢者への自殺予防に資する施策の実施、関係機関や民間団体との連携強化、自殺未遂者への支援強化、健康問題や経済的な問題等を抱える方への支援強化、自死遺族に対する支援強化、その他

第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

【小田原市の自殺の特徴】

- ・本市における自殺者数及び自殺死亡率は、概ね減少傾向にあるが、自殺死亡率（人口10万対）は全国、県を上回っており、県内19市の中でも高くなっている。
 - ・神奈川県下の年齢階級別の死因では、15～34歳までの若年者の死因の第1位が自殺となっている。
 - ・本市の性・年代別自殺死亡率は、県全体と比べ、20代男性及び男女ともに60代以上の高齢者が高い。
- ※その他、アンケート調査結果等から見えてきた特徴等を記載していく。

第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

【基本理念】

・「かながわ自殺対策計画」では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、すべての人が、かけがえのない個人として尊重され、「健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現」を目指すとしている。

・また、地域の様々な機関・団体等と連携・協力し、県民一人ひとりが主体となってそれぞれの立場で「孤立しない地域づくり」に向けた取組を進めるよう意識の醸成を図り、県全体で自殺対策を推進するとしている。

・したがって、本市においても「**誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現**」を目指し、関係機関や団体との連携を図りながら、全庁的・総合的に自殺対策を推進していくこととする。

第3章 計画の基本方針

【基本認識】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

・自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてではなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。

年間自殺者数は減少傾向にあるが、自殺対策は継続して取り組むべき課題である。

・「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、様々な場面において、継続的に自殺対策を推進していく必要がある。

地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する。

・自殺対策を社会づくり、地域づくりとして捉え、国、県等と連携しながら、自殺対策を常に進化させながら推進していく必要がある。

第3章 計画の基本方針

【数値目標】

自殺死亡率(人口動態統計)を平成28年の17.6から、4年間で12%以上減少させ、平成33年に15.4以下にします。

- ・「自殺総合対策大綱」や「かながわ自殺対策計画」における数値目標を踏まえ、本市では平成31年度から平成34年度までの4年間で、自殺死亡率(人口動態統計)を、12%以上減少させることとする。
- ・また、自殺を考えている人を、一人でも多く救うことを目指す。

(参考)

国は平成27年と比べて平成38年までに30%以上減少させる(18.5→13.0以下)

県は平成28年と比べて平成33年までに15%以上減少させる(14.6→12.4以下)

第3章 計画の基本方針

【施策の体系】

・「基本施策」及び「重点施策」を実施し、地域の特性に応じた実効性の高い取組を実施するとともに、庁内の既存事業を「生きる支援に対する施策」と位置づけ、全庁的・総合的に自殺対策を推進して「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

「基本施策」

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「重点施策」

- 1 子ども・若者への対策
- 2 高齢者への対策

「生きる支援に対する施策」

誰も自殺に追い
込まれること
のない社会の実現

第4章 実施計画

第4章 実施計画

【基本施策】

1 地域におけるネットワークの強化

- ・市民、行政、関係団体等が相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化する。

- ・特定の問題に対する連携・ネットワークを強化し、関係所管における情報把握・共有を進める。

(例)

- ・行政や市民、関係機関との連携によって懇談会等を開催し、自殺対策を総合的に推進する。

- ・要保護児童対策地域協議会において、要保護児童や特定妊婦等への適切な支援を図るため、情報の把握・共有を積極的に進めることで自殺リスクを抱えた児童及びその家族等の支援向上につなげる。

第4章 実施計画

【基本施策】

2 自殺対策を支える人材の育成

- ・市職員や臨時職員等を対象にゲートキーパー研修を実施することで、自殺に傾くサインに気づき、対応できる人材を育成する。
- ・市民と接する機会の多い団体等を対象にゲートキーパー研修を実施する。

(例)

- ・新採用職員や窓口対応職員を中心に、ゲートキーパー（こころサポーター）研修を実施する。
- ・民生委員・児童委員を対象に、ゲートキーパー研修を実施する。

第4章 実施計画

【基本施策】

3 住民への啓発と周知

- ・自殺予防週間、自殺対策強化月間等に、自殺対策に関する普及啓発を行う。
- ・インターネット・SNS等を活用した普及啓発を行う。

(例)

- ・自殺対策講演会を開催することで、自殺に対する啓発を図る。
- ・市のホームページやSNS等を活用し、自殺対策に関する普及啓発を行う。

第4章 実施計画

【基本施策】

4 生きることの促進要因への支援

- ・市民に対して、様々な悩みごとに対する相談事業を実施する。
- ・企業に対する支援や職員に対する相談事業を実施する。
- ・社会における居場所づくりを促進し、誰も孤立することのない地域づくりを進める。

(例)

- ・教室復帰を目指す児童生徒の学習支援の場である校内支援室に指導員を配置する。
- ・認知症の家族を抱える介護者の交流会の開催により、介護の悩みや介護負担の軽減を図り、介護者を孤立させることのないように支援することで自殺リスクを軽減させる。

第4章 実施計画

【基本施策】

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- ・児童生徒のSOSの出し方に関する教育の一環として、市内小学校で授業を実施する。

(例)

- ・児童生徒のSOSの出し方に関する教育の一環として、小学校5、6年生を対象にいのちの授業を実施する。

第4章 実施計画

【重点施策】

1 子ども・若者への対策

- ・児童生徒や若者が、学校や社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの相談、支援等を実施する。
- ・子ども・若者への相談窓口等の普及啓発を行う。
- ・子ども・若者の居場所づくりの活動を推進する。

(例)

- ・ジュニア・リーダーやシニア・リーダー等との交流を通じて、自主・自立性、協調性や積極性を育むことで、子どもたちの自己肯定感を養う事業を展開する。

第4章 実施計画

【重点施策】

2 高齢者への対策

- ・高齢者への支援のための連携体制を強化する。
- ・高齢者の居場所づくりや生きがいを創出するための取組を推進する。
- ・高齢者に対する相談体制、生活支援を充実する。

(例)

- ・高齢者やご家族等からのご相談を通じて、必要な支援先へつなげる。
- ・高齢者の社会参画やセミナー、就業等への参加を促すことで、生きがいや仲間づくりを支援する。

第4章 実施計画

【生きる支援に対する施策】

- ・自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むこととする。
- ・基本施策や重点施策において記載した事業及び庁内において実施している自殺対策に資すると思われる事業を一覧として掲載する。
- ・事業担当課及び可能なものについては数値目標等を記載していく。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

【推進体制】

- ・本計画を推進するため、「小田原市自殺予防対策庁内連絡会議」において情報共有、連携強化を図り、自殺対策を総合的に推進する。
- ・また、各施策における担当課や関係民間団体等との連携を図ることで、本市全体の自殺対策を総合的に推進する。

小田原市自殺予防対策庁内連絡会議構成課

部	課
企画部	職員課
市民部	人権男女共同参画課
	地域安全課
防災部	防災対策課
福祉健康部	福祉政策課
	生活支援課
	高齢介護課
	障がい福祉課

部	課
福祉健康部	健康づくり課(事務局)
子ども青少年部	子育て政策課
	青少年課
経済部	産業政策課
市立病院	医事課
消防本部	救急課
教育部	学校安全課
	教育指導課

第5章 計画の推進

【進行管理】

- ・関係機関や庁内関係課との協力の下、計画の進捗状況や目標の達成状況について協議を行い、その結果を施策推進に反映していく。
- ・また、計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行う。

【参考資料】

参考資料

【小田原市自殺対策計画策定検討委員会規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市自殺対策計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小田原市自殺対策計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 学識経験者
- (5) 市立小学校及び中学校の校長
- (6) 民生委員
- (7) 商工会議所が推薦する者
- (8) 地域包括支援センターの職員
- (9) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会が推薦する者
- (10) 本市を管轄する労働基準監督署の職員
- (11) 神奈川県 of 職員
- (12) 公募市民
- (13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

【小田原市自殺対策計画策定検討委員会名簿】

No	氏名	区分	団体名等
1	青木 薫子	団体推薦	地域包括支援センター
2	市川 和子	団体推薦	公益社団法人小田原薬剤師会
3	大木 敏正	団体推薦	小田原市小学校長会
4	勝田 有子	団体推薦	一般社団法人小田原医師会
5	加藤 陽子	公募市民	市民
6	上村 順一	団体推薦	小田原市民生委員児童委員協議会
7	小林 俊之	団体推薦	小田原警察署
8	疋崎 雅夫	団体推薦	労働基準監督署
9	田口 幸子	学識経験者	神奈川県弁護士会
10	露木 美和子	団体推薦	小田原保健福祉事務所
11	露木 康男	団体推薦	小田原市社会福祉協議会
12	中矢 慎一	団体推薦	小田原箱根商工会議所

No	氏名	区分	団体名等
13	中山 恵美子	公募市民	市民
14	西澤 浩之	団体推薦	小田原市中学校長会
15	星 賢一	団体推薦	小田原児童相談所
16	松下 正典	団体推薦	一般社団法人小田原歯科医師会

(50音順)

参考資料

【小田原市自殺対策計画策定までの経緯】

実施日	実施項目	内容
平成30年7月 9日	第1回小田原市自殺予防対策庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none">・自殺対策計画策定検討委員会について・自殺対策計画骨子(案)について・平成30年度自殺対策関連事業について
8月21日	小田原市自殺対策計画策定検討委員会第1回会議	<ul style="list-style-type: none">・委員の委嘱・自殺対策計画策定検討委員会について・自殺対策計画骨子(案)について・平成30年度自殺対策関連事業について

参考資料

【用語集】

- ・ **人口動態統計**：厚生労働省の人口動態調査の統計。日本における日本人を対象として、住所地を基に死亡時点で計上している。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。
- ・ **自殺統計**：警察庁の自殺統計原票を集計した結果。総人口（日本における外国人も含む）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時点で計上している。捜査等により自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し、計上している。
- ・ **自殺死亡率**：当該年における人口10万人当たりの自殺者数。